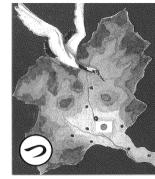




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月12日(火) 第9749号

目次

	ページ
告 示	
○道路の供用開始(道路管理課)	2
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
○同	2
落 札	
○落札者等の決定(心臓血管センター)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字横壁字上野614番の1地先から同郡同町大字同字勝沼943番の1地先まで	令和元年11月12日

◎群馬県告示第191号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、榛名都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 榛名都市計画道路 3・6・1号 榛名幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市下里見町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

◎群馬県告示第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、安中都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 安中都市計画道路 3・6・10号 南北中央幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 安中市下秋間、安中、安中二丁目、大竹、鷲宮及び上間仁田地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県安中土木事務所及び安中市建設部都市整備課

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年11月12日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤 滋 人

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 重症病棟システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 群馬県前橋市
亀泉町甲3番地12
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年10月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社群馬支店 群馬県高崎市栄町14-5
- 5 随意契約に係る契約金額 35,524,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111